

国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和7年中（令和7年1月1日から12月31日まで）に納めた保険料の全額です（令和7年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料は、年末調整や確定申告をすることによって社会保険料控除を受けることができます。

対象者には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付も行っており、郵送よりも早く受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（電子送付希望の登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

控除証明書の送付時期

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬 にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬 にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付した方（①の対象者を除く）	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の国民年金保険料を納付している場合も、その保険料について控除が受けられます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要やよくある質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構ホームページ

📞お問合せ

（１） 控除証明書相談チャット（24時間対応）

お問合せに対話方式で24時間自動対応するチャットボットを開設しています。

右のQRコードから「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。
（令和7年分への更新は10月上旬予定）



（２） ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004（ナビダイヤル）

050から始まる電話でかける場合 ☎（東京）03-6630-2525

（受付時間）月～金曜日 8時30分～19時00分

第2土曜日 9時30分～16時00分

※ 土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません